

枚方市窓口関連業務等最適化検討支援事業者選定審査会の傍聴に関する取り扱い要領（案）

- 1 趣旨
枚方市窓口関連業務等最適化検討支援事業者選定審査会（以下「審査会」という。）における審議の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。
- 2 審査会の公開
 - (1) 審査会は、原則として公開により行うものとするが、枚方市情報公開条例第 5 条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）に関する事項について審議するときは、審査会の会長（以下「会長」という。）の決定により、非公開とすることができる。
 - (2) 傍聴人は、会長が審議を非公開とすることを決定したときは、速やかに退場しなければならない。
- 3 傍聴の手続き
 - (1) 審議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、所定の場所で自己の住所及び氏名等を「枚方市窓口関連業務等最適化検討支援事業者選定審査会傍聴人受付簿」に記入し、係員の指示に従い傍聴席に着くものとする。
 - (2) 傍聴の定員は、会場の面積等を考慮し、別に定める。
 - (3) 傍聴の受付は、委員会の開催時刻までに行うものとする。なお、傍聴を希望する者が定員を上回った場合は、抽選によるものとする。
- 4 傍聴人の遵守事項
傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (2) 発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明したりしないこと。
 - (3) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。
 - (4) 会長の許可なく、録音、撮影等をしないこと。
 - (5) その他審議の進行を妨げるような行為をしないこと。
- 5 会長の指示の遵守
傍聴人は、すべて会長の指示に従わなければならない。
- 6 違反に対する措置
傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その傍聴人を退場させることができる。
- 7 資料の取り扱い
審査会で委員に配付する資料は、原則として、傍聴人にも配付する。ただし、有料図書及び部数に限りのある冊子、並びに非公開情報に該当すると認められる資料については、この限りではない。

.....<き り と り>.....
NO. _____

枚方市窓口関連業務等最適化検討支援事業者選定審査会傍聴人受付簿

枚方市窓口関連業務等最適化検討支援事業者選定審査会を傍聴します。なお、傍聴にあたっては、「枚方市窓口関連業務等最適化検討支援事業者選定審査会の傍聴に関する取り扱い要領」に従い傍聴します。

住 所	
氏 名	
傍聴日	令和 2 年 月 日 ()